

「避難指示」に対する非常措置について

本校校区である梅津学区・北梅津学区が「桂川・天神川・有栖川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。

梅津学区・北梅津学区に避難指示が発令された場合は、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

※土砂災害は対象となっていません。



登校前に発表された場合

解除されるまで自宅待機

解除された場合	警報の解除の時刻等	措置	昼食
	午前7時までに解除になった場合	平常授業	必要
	午前9時までに解除になった場合	3校時から始業 (午前10時50分より始業)	必要
	午前11時までに解除になった場合	5校時から始業 (午後1時20分より始業)	なし
	午前11時現在、発表中の場合	臨時休業	なし

在校中に発表された場合

臨時休業



安全生徒の安全確保のための必要な措置をとります。その場合は、原則**すぐーる**または**学校HP**で措置内容をお伝えします。

登校前に発表された場合

命を守る行動を優先！ 避難所への避難など

家庭での啓発

災害時、急に考えたり、行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

京都市立梅津中学校

〒615-0937 京都市右京区梅津北川町 34
TEL:075-882-0910 FAX:075-882-0977
E-mail: umedu-c@edu.city.kyoto.jp



発表直後は、電話回線が混雑することが予想されます。
すぐーる または **学校HP** をご活用ください。